

武蔵関建築協定 概要

| | |
|-----------|--|
| 目的 | 建築物の敷地、位置、用途および形態に関する基準を定め、優れた居住地としての住宅環境を維持推進する。 |
| 協定区域 | 練馬区関町北三丁目215番、同219番、同224番、同225番および同513番 (総面積 20,966.95㎡) |
| 協定区域隣接地 | 練馬区関町北三丁目219番、同223番 (総面積 707.42㎡) |
| 地域地区 | 第一種低層住居専用地域 建ぺい率40% 容積率80% 第一種高度地区 準防火地区 |
| 協定者数 | 160人(土地所有者147人、地上権者13人) |
| 有効期限 | 認可公告があった日から10年間(平成24年1月31日まで) 期間満了前に土地所有者の過半から変更・廃止の意思がない場合10年間1回限り延長される。 |
| 協定事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物は一戸建ないし三戸建の専用住宅とする。 2 盛土は原則として行わない。 3 地階を除く階数は2以下とする。 4 建築物の各部分の高さ(協定締結時の地盤面からの高さ)の最高限度は、その各部分から真北方向に測った敷地境界線(敷地の北側に道路のある場合はその中心線)までの水平距離の0.6倍に5mを加えたもの、かつ8m以下とする。 ただし、北側石神井川沿いで北方向に日照を害する建物がなく、水害の恐れのあるものを敷地とする場合、最高9m以下とする。 5 協定締結時の敷地の地盤面が、北側隣地の地盤面より高い場合は、高低差の1/4だけ低い位置にあるものとする。 6 建築物、敷地等を著しく変更する場合は、確認申請書提出前に設計図を付し、概要を協定運営委員会に提出する。ただし、委員会が特に必要と認める場合は、工事に関し調査を行うことができる。 天災地変、敷地の位置などにより、止むを得ない事情が発生した場合は、委員会の2/3以上の同意に基づき、協定の趣旨に反しない範囲で措置する。 |
| 違反者に対する措置 | <ol style="list-style-type: none"> 1 委員会の決定に基づき、工事停止を請求し、かつ当該行為の是正措置を請求する。 2 請求に従わないときは、強制履行または当該所有者等の費用で第三者にこれを行わせるよう裁判所に請求する。 |
| 運営委員会組織 | 協定者の互選により選出された委員若干名で組織に、委員長、副委員長、会計各1名をおく。 |
| 認可年月日等 | 認可 平成14年2月1日(練馬区建築協定第7号) 公告 平成14年2月1日 |
| 備考 | <p>経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回認可「関町5丁目建築協定」 昭和47年2月5日 97名 総面積 26,025.00㎡ ・第2回認可「武蔵関建築協定」 昭和57年1月28日 都知事認可第10号 96名 総面積 19,289.80㎡ ・第3回認可「武蔵関建築協定」 平成4年2月1日 練馬区長認可第5号 145名 総面積 20,280.58㎡ ・第4回認可「武蔵関建築協定」 平成14年2月1日 練馬区長認可第7号 156名 総面積 20,455.13㎡ 隣接地 1,219.24㎡ ・隣接地加入 平成14年5月1日 159名 総面積 20,666.69㎡ 隣接地 1,007.68㎡ ・隣接地加入 平成17年3月16日 160名 総面積 20,966.95㎡ 隣接地 707.42㎡ |